

公共広告物等の知事の同意基準

平成19年4月1日
最終改正 令和5年2月10日
県土整備部都市計画課

1 目的

この基準は、宮崎県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第10条第2号及び第11条第7号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件（以下「公共広告物等」という。）を表示又は設置する場合の知事の同意を行うための必要な基準を定めることを目的とする。

2 公共広告物等

(1) 国、都道府県又は市町村（以下「公共団体」という。）

いずれもその機関及び一部事務組合等の地方公共団体の組合を含むが、公営企業は含まないものとする。

(2) 公共的目的

公共団体の法令や政策などに基づいて行うものをいい、営利的なものは含まない。

ただし、条例第11条第7号に定める広告物における公共的目的をもった表示以外の表示についてはこの限りでない。

(3) 公共団体が後援等をしている場合

公共団体が行う施策に関連し、公共団体以外の者が公共団体から後援等を受けて広告物等を表示又は設置する場合は、当該広告物等に当該公共団体名が併記されていれば公共広告物等として取り扱う。

(4) 公共用物と一体的に表示される名称等

トンネル等の公共用物を管理する公共団体が当該公共用物の名称及び由来等を表示する場合は、法令上当該公共用物の管理又は維持のため必要なものとして、又は当該公共用物と一体的なものとして取り扱うものとする。

ただし、色彩や形状等を周囲の状況と調和させるとともに、同種類のものは規格、意匠等を統一するようあらかじめ指導するものとする。

3 協議を要しない広告物等

次の広告物等は協議を要しない。

(1) 条例第10条各号（第2号を除く）に定める広告物等

禁止物件並びに禁止地域等及び規制地域等に表示し、又は設置することができる。

(2) 条例第11条各号（第7号を除く）に定める広告物等

禁止地域等及び規制地域等において表示し、又は設置することができる。

(3) 条例第12条に定める広告物等

禁止物件に表示し、又は設置することができる。

(4) 条例施行規則第4条第1項に定める広告物等

はり紙、はり札、広告旗及び立看板は協議を要しない。

官公署の建造物及びその敷地に表示し、又は設置されるものは協議を要しない。

なお、官公署は、国又は地方公共団体の諸機関の事務所と解されるので、公務員宿舎等は該当しない。

4 公共広告物等の同意基準等

同意基準等は、自家用広告物等又は規制地域等の許可基準を準用しつつ次のとおりとし、一住所等の表示面積の合計等の基準（いわゆる総量規制）は適用しないこととする。

(1) 規制地域等

別表1のとおりとする。

なお、他の広告物等の模範となるように周囲の状況と調和させるとともに、同種類のものは規格、意匠等を統一するようあらかじめ指導するものとする。

(2) 禁止物件又は禁止地域等

一定の行政目的のために、その時々需要に応じて、一時的に出されるもの又はその物件又は地域等に表示しなければ目的を達成できないものに限り同意するものとし、詳細は別表2のとおりとする。

なお、他の広告物等の模範となるように周囲の状況と調和させるとともに、同種類のものは規格、意匠等を統一するようあらかじめ指導するものとする。

5 同意の期間

条例施行規則第19条の規定を準用する。同意の期間を更新しようとする場合は、同意期間満了の日の10日前までに再度協議を行わなければならない。

6 同意の手続等

事前協議の上で、各土木事務所長が同意を行うものとするが、該当する公共広告物等の設置者等が土木事務所長である場合については、当該土木事務所内において、書面により同意手続をとるものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成20年10月1日から施行する。

2 この基準の施行前にした協議又は同意については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年2月10日から施行する。

別表1 規制地域等の同意基準

1 共通基準

- (1) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと
- (2) 中間色を中心に色調を整えたものであること
- (3) 回転灯を使用していないこと
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること
- (5) 第1種規制地域等にあつては、電光掲示板を使用していないこと。ただし、条例第11条第7号に定める広告物についてはこの限りでない。
- (6) 第1種規制地域等にあつては、ネオン管を使用する場合はその光源が点滅していないこと
- (7) 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること

2 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	広告物等の基準		
	第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等
1 野立(建植) 広告	地上から広告物等の上端までの高さは、10m以下であること	地上から広告物等の上端までの高さは、13m以下であること	地上から広告物等の上端までの高さは、15m以下であること
	高さが5m以下のものにあつては一面又は投影面積が15㎡以内とし、5mを超え10m以下のものにあつては一面又は投影面積が10㎡以内であること	高さが5m以下のものにあつては一面又は投影面積が20㎡以内とし、5mを超え13m以下のものにあつては一面又は投影面積が15㎡以内であること	高さが5m以下のものにあつては一面又は投影面積が30㎡以内とし、5mを超え15m以下のものにあつては一面又は投影面積が20㎡以内であること
2 壁面広告	ア 表示面積は、一壁面30㎡以内であること イ 一壁面に1個であること ウ 壁面内で表示し、又は設置するものであること エ 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置するものでないこと		
3 懸垂幕	幅は、1m以下であること		
4 電柱広告	ア 巻付広告にあつては地上から広告物等の下端までの高さが1.2m以上とし、袖付広告にあつては路面から広告物等の下端までの高さが歩道上では2.5m以上、車道上では4.7m以上であること イ 巻付広告にあつては、縦1.5m以下、横0.8m以下、表示面積1㎡以下であること ウ 袖付広告にあつては、縦1.2m以下、横0.45m以下、突出し幅は0.6m以下であること エ 電柱1本につき1個であること。ただし、用途地域にあつては、巻付広告1個、袖付広告1個とすることができる。この場合においては巻付広告は一面とし、対面禁止とする。		

	<p>オ 使用する色は3色(無彩色を含む。)以下であり、地色は白色又は淡色に限る。</p> <p>カ 文字その他の図柄の色は、けばけばしい色を使用していないこと</p> <p>キ 袖付広告は取付方向が歩道と車道の区分のある道路にあっては歩道側、その区分のない道路にあっては原則として路肩側であること</p> <p>ク 電柱に直接塗り書きするものでないこと</p> <p>ケ 電柱の支柱の類に表示し、又は設置するものでないこと</p>
5 消火栓標識柱広告	<p>ア 路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5m以上、車道上にあっては4.7m以上であること</p> <p>イ 縦0.4m以下、横0.8m以下であること</p> <p>ウ 消火栓標識柱1本につき1個であること</p> <p>エ 使用する色は3色(無彩色を含む。)以下であり、地色は白色又は淡色に限る。</p> <p>オ 文字その他の図柄の色は、けばけばしい色を使用していないこと</p> <p>カ 消火栓標識柱に巻き付け、又は直接塗り書きするものでないこと</p> <p>キ 取付方向は歩道と車道の区分のある道路にあって原則として路肩側であること</p>
6 アーチ広告	<p>ア 路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上にあっては3.5m以上、車道上にあっては5m以上であること</p> <p>イ 幅は、1.5m以下であること</p> <p>ウ 国道及び県道以外の幅員9m未満の道路に設置するものであること</p> <p>エ 常設ものにあつては、主要部分が鉄骨製であること</p>
7 自動車広告 (自動車の種類等)	自動車の種類等により、以下の基準を適用する。
公共団体が所有している自動車 (借り上げ等により公共的目的をもって使用している場合を含む)	第1項の共通基準を満たしていること
広告宣伝用自動車	<p>ア 表示面積が20㎡以内であること</p> <p>イ 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用するものであること</p>
一般乗合自動車	<p>ア 乗合自動車の側部又は後部に表示されるものであること。</p> <p>イ 乗合自動車の右側部、左側部又は後部のそれぞれの面積の3分の1以内であること。</p> <p>ウ 特に景観への配慮が必要な地域又は場所を運行する乗合自動車に表示するものにあつては、その周囲の景観と調和したものであること。</p> <p>エ 映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用していないこと。</p> <p>オ 窓ガラス又はタイヤに表示しないこと。</p>
その他の自動車	<p>ア 側面部の左右のいずれか1個であること</p> <p>イ 表示面積は、0.3㎡以内であること</p>
8 広告幕	ア 建築物を利用して表示するものにあつては、1壁面につき、30㎡以内かつ1個であること。

	<p>イ 建築物以外の物件を利用して表示するものにあつては、1物件につき、30㎡以内かつ1個であること。</p> <p>ウ 風雨に耐える素材が用いられているものであること</p> <p>エ 壁面に表示する場合にあつては、壁面内で表示するものであること</p> <p>オ 窓等の開口部分をふさいで表示するものでないこと</p>
9 気球広告	<p>ア 地上から気球の上端までの高さは50m以下であること</p> <p>イ 幅は2 m以下であること</p> <p>ウ 網を使用しているものであること</p> <p>エ 電柱、煙突その他の施設に接触するおそれのないものであること</p>
10 横断幕	<p>ア 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では3.5m以上、車道上では5 m以上であること</p> <p>イ 国道及び県道以外の幅員9 m未満の道路に設置するものであること</p>
11 広告料収入活用型広告	<p>ア 地上から広告物等の上端までの高さは、3 m以下であること。</p> <p>イ 一面又は投影面積が5㎡以内であること。</p> <p>ウ 公共的目的をもった表示以外の表示の面積は、広告物の表示される面の面積の5分の1以内で、かつ、0.5㎡以内であること。</p>

別表2 禁止物件及び禁止地域等の例外的同意の基準

1 同意する場合

禁止物件（オを除き塀、送電塔、送受信塔、煙突、ガスタンク、水道タンクその他のタンク類に限る。）又は禁止地域等（原則として、第1種禁止地域等及び沿道修景植栽地区を除く禁止地域等の全域）において掲出される広告物等であって、次に掲げるものについては、同意するものとする。

ア 講演会、催物等のため、一時的に掲出する広告物等

イ 県又は市町村の境界付近に設置する「ようこそ〇〇町へ」、「またどうぞ〇〇町へ」などの歓送迎を目的として掲出する広告物等

ウ 公園、観光地などへの案内誘導を目的として掲出する広告物等

エ 歴史的、文化的又は学術的な価値を有すると思われる施設又は物件を説明することを目的として掲出する広告物等

オ 人の生命、身体、自由又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全及び秩序の維持を目的として掲出する広告物等

カ 観光客増加、定住人口獲得、又は企業誘致等のために地域のイメージを高め、知名度を向上させることを目的とした広告物等

2 共通基準

- (1) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと
- (2) 中間色を中心に色調を整えたものであること
- (3) 電光掲示板又は回転灯を使用していないこと。ただし、条例第11条第7号に定める広告物に使用する電光掲示板についてはこの限りでない。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること
- (5) ネオン管を使用する場合はその光源が点滅していないこと
- (6) 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること

3 広告物等の種類ごとの基準

(1) 野立(建植)広告

	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
高さ	地上から広告物等の上端までの高さは、5 m 以下であること	地上から広告物等の上端までの高さは、10m 以下であること	
表示面積	一面又は投影面積が 3 m ² 以内であること	一面又は投影面積が 5 m ² 以内であること	一面又は投影面積が 10 m ² 以内であること

- (2) その他の広告物については、別表1の第2号を準用する。この場合において、同号中「規制地域等」とあるのは、「禁止地域等」と読み替えるものとする。